

最上町農業委員会第15回総会議事録

日 時 平成30年8月27日(月)午前10時00分～
場 所 最上町役場3階 大会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(9名)

2番 齊藤則子	3番 中 畠 聡	4番 奥山定次郎
6番 高橋光廣	7番 五十嵐一春	9番 渡邊紀栄
10番 小林吉雄	11番 二戸孝一	12番 後藤一男

2. 欠席委員(3名)

1番 庄司千賀夫	5番 渡部浩栄	8番 奥山勝明
----------	---------	---------

3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員(5名)

今田源光 伊藤 凡 齊藤和広 菅 欣也 大場 充

4. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃 事務筆耕 大澤真由美

5. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

【開 会】

議 長 : ただ今より、平成 30 年度最上町農業委員会第 15 回総会を開会いたします。本日は 1 番委員と、5 番委員と、8 番委員の 3 名が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日限りといたします。これに異議はございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。それでは、7 番委員、9 番委員兩名をお願いいたします。それでは、日程第 3、議事に入ります。

【議 事】

議 長 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」説明いたします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、受理したものである。平成 30 年 8 月 27 日提出。
(報告第 1 号 朗読説明 1 件)

議 長 : ただ今報告第 1 号について事務局より説明がありました。このことについて、ご意見、ご質問を受け付けます。ご質疑はございませんか。ないようですので、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、報告のとおりといたします。次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3

条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。

平成30年8月27日提出。

(議案第1号について朗読説明1件)

議長 : 議案第1号について事務局より説明がありました。議案第1号についてご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。無いようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認されました。次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行令第7条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成30年8月27日提出

(議案第2号 朗読説明1件)

議長 : ただ今事務局より説明がありました。議案第2号については調査員報告があります。7番委員お願いします。

7番委員 : 先日、現地を確認してきました。申請地は耕作しておらず、現在居住しているところよりも下側に建築するのは、問題ないと思い確認してきました。

議長 : ご苦労様でした。議案第2号についてご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり承認されました。次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5

条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成30年8月27日提出

(議案第3号 朗読説明1件)

議長 : ただ今事務局より説明がありました。議案第3号については調査員報告があります。3番委員お願いします。

3番委員 : 先日、現地を確認してきました。申請地は以前、譲渡人の自宅兼店舗に隣接しているところで、今まで、譲受人が管理をしていましたが、譲渡人が町外へ転居したこともあって、申請地を譲り受けて管理をしていくとのことで問題はないと思い確認してきました。

議長 : ご苦労様でした。議案第3号についてご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり承認されました。

【閉 会】

議長 : 以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。よって、平成30年度最上町農業委員会第15回総会を閉会いたします。